

令和8年度 鳥栖市地域おこし協力隊(企業受入型隊員・文化芸術分野)募集要項

人生 100 年時代と言われる昨今、鳥栖市ではだれもが生きがいを見つけ、心豊かな人生を送ることができるよう、自主事業やアウトリーチ、興行誘致を中心に様々な事業を展開してきました。次世代を担う子ども達が幼少期から様々な文化芸術に親しむ機会を充実させるため、豊かな経験とネットワーク、そして行動力を持つ人材を地域おこし協力隊として募集します。

1 募集人員

地域おこし協力隊(企業受入型隊員・文化芸術分野) 1名

2 募集条件

次の条件を全て満たせる方

- (1) 鳥栖市が定める地域おこし協力隊募集要項に掲げる条件をすべて満たす方
- (2) 興行誘致運営や文化活動イベントの舞台運営や会館管理業務又は自主事業の企画・立案・運営・調整等に携わった経験がある方で、鳥栖市民文化会館を拠点に地域で挑戦したいという熱意を持つ方
※特定の資格は問いません。

3 任期

初年度は委嘱日から令和9年3月31日まで。次年度からは年度毎に委嘱し、最長で3年間となります。

ただし、地域おこし協力隊としてふさわしくないと市が判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を解くことがあります。

任期は3年間ですが、任期終了後も引き続き市内に定住し、地域の活性化のためにご活躍いただけることを期待します。

4 活動内容

地域に溶け込み新たな視点で文化芸術の振興に意欲的に取り組む経験を積み、鳥栖市民文化会館を拠点として、地域の文化資源を活かした新たな文化事業の創出と地域文化のすそ野拡大を目的とした活動に取り組んでいただきます。

具体的には、下記のような活動におけるコーディネーター役及びプランナー役として、文化芸術活動団体と地域をつなぐ役割を担っていただきます。

- (1)文化会館の活用策のプランニング
 - ・興行誘致に加え、市民文化会館がもっと多くの人に利用され、地域の文化や交流の拠点として活気あふれる場所となるよう、新しいアイデアを考える業務
- (2)文化芸術活動団体のコーディネーター
 - ・地域の文化団体の活動状況や課題の調査・記録を実施し、文化活動団体を支援するとともに、持続可能な文化事業を生み出す仕組みづくり業務
 - ・文化団体同士や興行誘致とのコラボレーション等他分野とのネットワークづくり
- (3)文化活動団体と地域のコネクター
 - ・文化活動を行う団体が学校の授業や部活動及び地域イベントへの更なる参画を推進し、地域連携の強化を図り、子ども達や地域の皆さんに新しい体験や感動を届けられるようにする業務
- (4)SNSで文化の魅力を広げるスポークスパーソン
 - ・SNS等のツールを活用し、文化芸術の素晴らしさを若者に伝えることにより、日本伝統文化や文化芸術の継承につなげ、青少年健全育成を図る業務

5 雇用形態、契約期間

- (1) 鳥栖市文化事業協会臨時職員として雇用します。市との雇用契約はありません。
- (2) 雇用期間は委嘱期間と同様とし、年度毎に雇用契約を更新します。(最長で3年間)。

6 報酬等

【月 額】290,000 円

【手当等】家賃補助、社会保険

7 勤務時間等

・8 時半～22 時のうち1日 7.75 時間 シフト制

・週休 2 日

→毎週火曜日(祝日等の場合は翌日)の休館日のほか 1 日及び年末年始休暇 12/29～1/3

8 勤務地

鳥栖市民文化会館 鳥栖市宿町807番地 17

9 応募手続き

(1) 応募受付期間

令和8年6月1日(月)から令和8年6月30日(火)までに下記の資料を電子メールにて①及び②へ提出してください。

<提出資料>

- ・履歴書
- ・自己PR 資料
- ・住民票の写し

<提出先>

①鳥栖市スポーツ文化部文化芸術振興課

Mail:bunkakaikan@city.tosu.lg.jp

②鳥栖市政策部総合政策課

Mail:sougou@city.tosu.lg.jp

※必ず①、②の両方にメールしてください。

(2) 選考方法

書類及び面接による選考を行います。

①第一次選考

書類選考のうえ、結果を応募した方全員にメールで通知。

※提出された書類の記載内容をもとに選考します。提出書類はできる限り詳細に記載ください。

②第二次選考

書類選考の通過者を対象に、対面による審査を行います。詳細は、第一次選考結果を通知する際にお知らせいたします。

なお、第二次選考の結果は、対象者全員に通知します。

10 その他注意事項

応募に係る経費は全て応募者の負担となります。

11 問合せ先

鳥栖市政策部総合政策課都市デザイン係

TEL:0942-85-3728

Mail:sougou@city.tosu.lg.jp